

獣医師の皆様へ

獣医師法第22条の届出を忘れずに!

獣医師法第22条の届出は、獣医師の分布、就業状況、移動状況等を的確に把握するため、2年ごとに行われており、獣医師にはその届出が義務付けられています。

- ◎ **平成24年度は、獣医師法第22条の届出を行わなければなりません。**
- ◎ **平成24年12月31日現在の状況を、平成25年1月1日から1月31日までに、お住まいの都道府県に届け出てください。**
- ◎ **今年度から、届出様式が変更になりました。新しい届出様式や記載方法は農林水産省HP(下記URL)に掲載しています。**

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>



☆ 結婚等により、氏名や本籍地都道府県が変更された場合には、変更があった日から30日以内に、登録事項の**変更申請**を別途行ってください。
なお、変更申請の詳細は、農林水産省HP(下記URL)に掲載しています。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo.html#b>



(1) 登録番号	第							号	(2) 本籍地の属する 都道府県名	都道 府県	
(3) 登録年月日	1 平成 2 昭和 3 大正	年	月	日	(4) 生年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治	年	月	日		
ふりがな (5) 氏名								(6) 性別	男・女		
(7) 現住所	〒 □□□-□□□□							電話(- -)		
		都道 府県	市 郡	区	町 村						
(8) 主たる職業 ((9)から(11)の各項目について最も該当するものを○で囲むこと。)											
(9) 業務の種類			(10) 業務の内容				(11) 勤務先				
I 産業動物診療 i 牛 ii 馬 iii 豚 iv 鶏 v その他 II 小動物診療 i 犬 ii 猫 iii 小鳥 III I 及び II 以外の診療 IV 診療以外の業務であって 獣医学上の知識を必要と するもの V 獣医学上の知識を必要と しない業務 VI 無職 (I 又は II を○で囲んだ者は、 i から v 又は i から iii までの主た る対象を一つ選択し、○で囲むこ と。)			1 自ら開設する診療施設において診療の 業務に従事(開設者又は法人代表者) 2 他の者が開設する診療施設において診 療の業務に従事 3 自ら往診のみによって診療の業務に従 事 4 他の者に雇用され往診のみによって診 療の業務に従事 5 行政事務に従事 ア 農林畜産 イ 公衆衛生 ウ 環境 エ その他 6 試験研究に従事(大学勤務を除く。) 7 獣医系大学で教育に従事 (教官又は教員) 8 獣医系大学の勤務者(大学院生を含 む。)で7以外に従事 9 獣医系大学以外で教育に従事 (教官又は教員) 10 その他の業務に従事 ア 製薬 イ 飼料 ウ その他 (5又は11を○で囲んだ者は、5のAからEまで又は11 のAからUまでの該当する分野を一つ選択し、○で 囲むこと。)				01 個人診療施設 02 農業協同組合 03 農業共済組合、農業共済組 合連合会又は特定組合 04 国 05 都道府県 06 市町村 07 独立行政法人 08 国立大学法人 09 私立学校 010 競馬関係団体 011 民間企業 012 公益法人、一般社団法人 等 013 その他 (04から06までのいずれかを○で囲んだ 者は、①から⑥までの番号を一つ選択 し、○で囲むこと。) ①本庁等 ②検査指導機関 ③家畜保健衛生所等 ④保健所等 ⑤食肉衛生検査所等 ⑥その他				
ふりがな (12) 勤務先の名称											
(13) 勤務先の所在地			〒 □□□-□□□□							電話(- -)
		都道 府県	市 郡	区	町 村						
(14) 従たる職業の概要											
(15) 備考											